平成２７年（フ）第９２７号
京都市山科区上花山桜谷66番地33
債務者　髙坂　綾子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高山　博司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６２号
秋田県能代市出戸本町13番33号
債務者　山田　裕也
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１１１１号
埼玉県加須市根古屋639番地１
債務者　マクロビジネスこと　斉藤　芳一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
広島県福山市芦田町大字福田809番地２
債務者　光成　靖伸
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第９２５号
大阪府松原市河合２丁目451番地の27　402号
債務者　久徳　雅勝
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田部井大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１６０８号
名古屋市中区千代田２丁目10番34号（日宝メゾン鶴舞301号）
債務者　山城　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月16日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４８号
名古屋市天白区植田２丁目201番地　名古屋市寿荘
債務者　名和　峯子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山村　豊弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１８号
京都府宇治市木幡御園57番地の31
債務者　櫻井　文夫
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　苗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月17日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３５号
埼玉県川口市戸塚鋏町１番25号　エコアップサービス株式会社方、旧住所さいたま市北区大成町４丁目846番地３
債務者　長岡　義則
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　哲郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
宮崎市天満２丁目５番20号　川崎ビル302号
債務者　高柳　貴裕
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯野　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５２９号
名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番地の3037　ラカーサＭＩＡ　Ｂ－１号
債務者　大和　義典
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下野谷順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月24日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７４号
山口県周南市遠石３丁目６番33号
債務者　原田　光恵
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７９号
兵庫県伊丹市野間６丁目11番10号　サザンコート105号
債務者　高橋さおり
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
兵庫県川西市向陽台１丁目13番地の14　914、前住所兵庫県川西市東多田３丁目22番７－202号
債務者　上林　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
山口県宇部市開５丁目２番21－３号コーポ石川８号、従前の住所山口市黒川877番地12
債務者　和西　実沙
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第５０５号
北九州市八幡西区友田３丁目３番22－101号
債務者　野田よし子
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５０６号
北九州市八幡西区友田３丁目３番22－101号
債務者　野田　直孝
1　決定年月日時　平成27年11月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部